

豊島区認可保育施設入園申込みについて よくある質問

保育施設について

Q. 保育園の見学はできますか。

A 保育園の見学等を行うことができます。
ご希望の方は、事前に各保育施設へ直接お電話でご確認ください。
なお、新型コロナウイルス感染症の影響等、各保育施設の状況により対応できない場合や制限がある場合があります。

Q. 保育園での過ごし方、入園後の持ち物等を教えてください。

A 各保育施設へ直接お電話でご確認ください。

申込みについて

Q. 申込みから入園決定までの流れを教えてください。

A まず、「[豊島区認可保育施設 入園・転園・延長保育利用のしおり（以下『入園のしおり』）](#)」表紙およびP7に記載のある申込み締切日までに、保育課入園グループへ申込み書類を提出します。
次に、提出された書類を基に入園グループにて各世帯の保育の必要性を指数化し、高い指数・優先順位の方から内定します。
内定した方には入園グループまたは保育園より、内定連絡日の午後から電話連絡等を行います。
月末までに保育園と面接・健康診断を行った後、正式に入園が決定します。

Q. 出生前の入園申込みはできますか。

A 4月入園のみ、出生前の入園申込みの受付をします。出産予定日確認のため、母子手帳のコピーが必要です。
令和6年4月入園においては、出生予定日が令和5年11月10日(金)～令和6年2月18日(日)の間に限り受付します。ただし、令和6年2月5日(月)～2月18日(日)に出生予定の場合は6週経過児対象の保育園のみ選考対象です。
なお、5月入園以降、出生前の入園申込みは受付しておりません（[入所予約制度](#)を除く）。

Q. 年度途中の入園申込みはできますか。

A 豊島区では4月～翌年2月の入園選考を行っています（3月の入園選考は行っていません）。
各月において入園申込み締切日が決まっておりますので、『[入園のしおり](#)』P7をご確認ください。

Q. 令和5年12月入園から申込み予定ですが、令和6年4月入園は別途申込みが必要ですか。

A 申込みの有効期限は、申込み日時時点で申込み可能な入所月から数えて6か月間ですので、令和5年9月6日以降に申し込まれた方は令和6年4月の選考まで有効です。そのため、申請を2回する必要はありませんが、例えば令和5年度と令和6年度で希望施設を変えたい場合は、別途令和6年4月分からの「希望施設変更届」を添付してください。

Q. 子どもの誕生日が3月のため、育児休業給付金の延長のために3月の保留通知書を発行してもらいたいのですが、どうすればよいですか？

A

豊島区では3月の入園選考を行っておりません。
保留通知書が必要な方は、育児休業の短縮が可能であれば2月の入園選考にお申込みください。
2月に入園できなかった場合にお送りする保留通知書には、3月の入園選考を行っていない旨を記載いたします。
育児休業の短縮が不可の方は入園グループにご相談ください。

Q. 豊島区外に住んでいます、申込みできますか？

A

豊島区に転入予定があるかどうかによって、申込みの可否が変わります。
また、申込先は住民登録地の市区町村となり、豊島区へ直接申込みはできません。
なお、「転入予定なし」の申込みで内定が出た場合、在園可能期間は当該年度末までになる等、様々な制限がありますので、詳細は『[入園のしおり](#)』（区外からの申込み）をご確認ください。

提出書類について

Q. 入園申込みのためには、どのような書類を準備すればいいですか。

A

保育を必要とする理由によって、必要な書類が変わります。
詳しくは『[入園のしおり](#)』（入園申込みに必要な書類）をご覧ください。
また、区ホームページには、簡単な質問にお答えいただくことで必要な書類や手続きがわかる【[手続きガイド](#)】を掲載しておりますので、併せてご活用ください。

[ホーム > 子育て・教育・若者 > 保育 > 保育園の入園に関すること : 保育園への入園について > 申込みから入園までの流れ : 申込みに必要な書類 > 入園手続きガイド](#)

なお、申込みに必要な申請様式は入園グループの窓口や各認可保育施設で配布しているほか、区ホームページよりダウンロードしてご利用いただけます。

[ホーム > 子育て・教育・若者 > 保育 > 様式集](#)

Q. 申込み書類の書き方が分かりません。

A

区ホームページに、必要書類の書き方について説明動画を掲載しています。ぜひご覧ください。

[ホーム > 子育て・教育・若者 > 保育 > 保育園の入園に関すること > : 保育園への入園について > 申込みから入園までの流れ > 入園までの流れ : 申込みに必要な書類 > 動画集～認可保育園の申込みが初めての方へ～](#)

Q. 就労証明書の書き方や有効期限を教えてください。また、自営業やフリーランスの場合も提出が必要ですか。

A

就労証明書は、お勤め先にて記載していただけてください。記入見本および記入要領は区ホームページにてご確認ください。

[ホーム > 子育て・教育・若者 > 保育 > 様式集 > 就労証明書](#)

また、自営業の方（経営者の方、親族経営の会社でお勤めの方を含む）やフリーランスの方は、就労証明書の他に、「自営業であることが客観的にわかる資料」のご提出が必要です。詳しくは『[入園のしおり](#)』（入園申込みに必要な書類）をご覧ください。

なお、就労証明書の有効期限は、証明日より6か月とさせていただきます。（認可保育施設等の利用申込みにおいては、証明日時点で最短で申込みが可能な入園月から数えて6か月間が有効期限です。）

Q. 申込み書類の提出先はどちらですか。

電子申請、郵送および窓口にて受付を行っています（FAX・メールでは受付できません）。
いずれも、**締切日必着**となります。締切日に間に合うようにご準備ください。

【電子申請】

お持ちのパソコンやスマートフォンを使って、「東京共同電子申請・届出サービス」から電子申請をご利用いただけます。

[ホーム](#) > [子育て・教育・若者](#) > [保育](#) > [電子申請について](#)

A 【郵送受付】

〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1

豊島区役所 子ども家庭部 保育課 入園グループ宛

※簡易書留やレターパック等、追跡可能な郵便で送付してください。担当課への到着をもって受付日の取扱いとなりますのでご注意ください。消印有効ではありません。追跡可能郵便を利用されなかった場合の到着確認・未着は対応いたしかねます。

【窓口受付】

豊島区役所本庁舎 4階東9番窓口 保育課入園グループ（受付時間：平日8時30分～17時）

Q. これから入園を申込みますが、今年度版と来年度版、両方の申込み用紙を持っています。どちらの様式で準備すればよいですか。

A

申込みする年度の様式をご用意ください。

ただし、古い年度版で既にご準備いただいた場合は、そのままでも受付可能です。

Q. 必要書類が締切日までに間に合いません。後日の提出でもよいですか。

A

申込み締切日時点で提出されている書類を基に、指数を決定し利用調整（選考）を行います。

締切日時点で不足書類がある場合、本来の指数より低く決定されるなど、選考上不利になる場合がありますので、締切日までにすべてそろえてお申込みください。

なお、「育児休業給付金支給通知等のコピー」については、申込み時に通知等が届いていない場合、締切日後の提出でも問題ございません。ご準備ができ次第ご提出ください。

Q. 調整指数12「育児休業の延長を希望する場合（-40点）」を利用して申込みを考えています。どのような申出が必要ですか。また、保留通知書にはこの旨が記載されますか。

A

以下をもちまして、調整指数12を適用します。

- ① 「申込みチェックシート」3ページ目にある「育児休業の延長を希望する場合」の確認欄にて、「適用する」に丸をつけ、提出する。
- ② 育児休業期間の記載のある就労証明書および育児休業給付金支給通知等のコピーを提出する。

なお、この指数に該当することは、入所選考において「内定しないこと」を保証するものではありません。また、保留通知書にはこのように申込みがあったことは一切記載されません。

Q. 調整指数 12「育児休業の延長を希望する場合（-40点）」の項目について、入園したい月から適用を外す場合はどうすればいいですか。また、調整指数 12 を希望する月と入園したい月を同時に申請することはできますか。

A

「[申込みチェックシート](#)」3 ページ目にある「育児休業の延長を希望する場合」の確認欄にて、「適用する」に丸をつけるとともに、「調整指数 12 の適用の解除について」欄に解除の希望月を記入してください。

また、申込み後に調整指数 12 の適用の解除をすることになった場合は、各月の申込み締切日までに「[調整指数 12 に関する申立書](#)」を提出してください。

入園基準指数・選考について

Q. 自分の指数は何点ですか。計算方法を教えてください。

A

申込みの際にご提出いただいた書類を基に選考を行う際に、指数を決定しますので、選考を行う前に指数についての質問にはお答えできません。選考基準については、『[入園のしおり](#)』（選考基準）にてご確認ください。

なお、選考の流れは以下のとおりです。

- ① 父母（父母の内縁のもの含む）それぞれの基準指数を決定し、合算する。
- ② ①に調整指数の該当項目を加算・減算したものを世帯の指数とする。
- ③ 世帯の指数の高い順に内定する。同一指数の場合は、優先順位によって内定者を決める。

Q. 「同一指数の場合の優先順位」の考え方を教えてください。

A

『[入園のしおり](#)』（選考基準）の基準指数に、調整指数を加算・減算した点数が同一の場合、「同一指数の場合の優先順位」を上からみていき、より若い番号が該当する世帯から内定とします。

Q. 希望施設の順番や数によって、優先順位は変わりますか。

A

入所選考では、入所申込書の保育園の希望順位や希望施設の数に関わらず、保育園ごとに、希望した世帯すべてを指数順に並べ、指数・優先順位の高い世帯から内定を出します。そのため、希望順位による有利不利は一切ありません。また、「1 園のみの希望の方が有利」、「希望園の多い方が優先度が高い」ということもありません。

1 人が複数の希望施設で内定圏内の場合、入所申込書の希望順位がより高い施設で内定を出します。入園後の送迎を考慮し、通える範囲で、通いたい順番に希望園をご記入ください。

Q. 内定倍率はどれくらいですか。どれくらいの指数で入園できますか。

A

月や年によって、欠員数・申込み状況が違うため、一概にお答えすることができません。

4 月入園に関しては昨年度の内定指数・申込件数、例月は月初めに欠員数を区ホームページで公開していますので、ご確認ください。

[ホーム](#) > [子育て・教育・若者](#) > [保育](#) > [保育園の入園に関すること](#) > [欠員状況・入所基準指数](#)

Q. 内定が出なかった場合どうなりますか。毎月申込みが必要ですか。

「保留通知書」にて、入園できなかった旨をお知らせします（最初の希望月のみ）。内定連絡日の電話連絡はいたしません。

申込書の有効期間内におかれましては、毎月の申込みは不要です。

有効期間は、申込み書類をご提出された日の直近の選考対象月から、6か月間となります。

保留通知書には申込書の有効期間が記載されており、その期間中は提出された申込み書類で選考を行い、入園内定が出た場合に電話にて連絡いたします。

有効期間が過ぎた場合は、お手数ですが再度申込み書類一式の提出が必要です。

なお、4月入園選考のみ、一次選考の結果発表後、欠員がある場合は二次選考を行います。

Q. 保育園の申込みをしたが保留となってしまいました。すぐに預けなければならないのですが、どうすればいいでしょうか？

待機児童対策事業や、その他施設に直接申し込む保育サービスをご利用ください。詳しくは『[入園のしおり](#)』（その他の保育事業）をご覧ください。

その他

Q. 令和6年4月入園第二次選考の欠員状況は、いつ頃公表されますか。

第一次選考の内定連絡日（令和6年2月1日(木)・2日(金)）以降に、区ホームページにて公表予定です。

Q. 保育料はどうやって決まるのですか。

認可保育施設の保育料は、世帯の住民税に基づき決定しています。

- ① 住民税額は、前年の収入額をもとに毎年6月頃に決定します。
- ② 住民税の中に「特別区民税所得割額」という項目があり、その父母合算額を『[入園のしおり](#)』（保育料について）の「保育料基準表」に当てはめ、各世帯の保育料を算定しています。

保育料	住民税	対象となる収入
令和5年9月～令和6年8月分	令和5年度住民税	令和4年1月～12月分の収入
令和6年9月～令和7年8月分	令和6年度住民税	令和5年1月～12月分の収入

※ 「特別区民税所得割額」は、毎年6月頃に届く『住民税額決定通知書』や、各自治体で発行する『課税(非課税)証明書』で確認できます。

※ なお、保育料算定には、寄附金税額控除、外国税控除、配当控除、社宅借入金等特別税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割の控除等を適用する前の税額を使用します。

Q. 豊島区の認可保育施設に通っています。区外に転出した場合も、引き続き通園できますか。

転出日の属する月末の最終営業日までに、転出先の市区町村で継続通園手続を行うことで、当該年度末まで継続通園ができます。（自治体によっては継続通園を認めていない場合もあるため事前に転出先自治体にご確認ください。）

ただし、翌年度以降は区外の方として新規の入園申込みが必要です。翌年度以降は申込み可能な期間・要件等に制限があるため、継続通園できない場合がありますのでご注意ください。

詳細は、『[入園のしおり](#)』（区外の申込み）をご確認ください。

Q. 年齢上限のある保育園に通っています。2歳児クラス卒園後も保育園に通園したい場合はどうすればいいですか？

A

年齢上限のある保育園は2歳児クラス(一部3歳児クラス)までありますので、3歳児クラス(一部4歳児クラス)からも通園したい場合は、5歳児クラスまである保育園への転園申込みをしていただきます。年齢上限のある保育園からの転園は加点があります。詳細は『[入園のしおり](#)』(転園の申込み)をご覧ください。

Q. 認可外保育園(東京都認証保育所、企業主導型保育園やその他保育施設等)の申込み方法を教えてください。また、認可保育園との併願はできますか。

A

申込み方法については検討されている認可外保育施設へ直接お問い合わせください。また、併願申込みは可能です。認可外保育園を併願する場合の認可保育園に関するご相談(内定・辞退について等)は保育課入園グループにて承ります。

Q. 区外の保育園への申込みはできますか。

A

お引越し予定の有無にかかわらず、ご希望の保育園がある自治体の保育担当課へ直接お問い合わせください。